

# プール学院大学・プール学院大学短期大学部 体育施設授業外使用規程

## (趣旨)

第1条 プール学院大学・プール学院大学短期大学部 体育施設（以下「体育施設」という。）を授業以外の目的に使用するとき、この規程の定めるところによる。

## (施設区分)

第2条 体育施設は、次の各号のとおりに区分する。

- (1) 体育館メインフロア
- (2) 体育館内更衣室
- (3) フィットネスセンター
- (4) グラウンド
- (5) テニスコート
- (6) 運動部部室
- (7) シャワー室
- (8) サブアリーナ

## (使用順位)

第3条 体育施設の使用優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 体育会所属クラブ
- (2) 同好会で学生課に届出のある団体
- (3) 第1号および第2号に該当しない本学学生および教職員
- (4) その他

## (使用時間)

第4条 体育施設の使用時間は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に該当する学生ならびに教職員は午前9時から午後9時までとする。
- 2 学長が必要と認めたときは、使用時間を変更する。

## (使用手続)

第5条 体育施設を使用するときは、所定の使用願を学生課へ提出し、許可を受けなければならない。

- 2 第3条第1号および第2号の団体は、使用予定表に基づき、所定の使用願を学生課に提出し、許可を受けなければならない。
- 3 使用願おとりに使用しない事情が発生したときは、遅滞なく学生課に届け出なければならない。
- 4 外部への貸出は、プール学院大学・プール学院大学短期大学部体育施設使用規程によるものとする。

## (その他)

第6条 各施設の利用に際しては、当該各施設の使用規程および細則によるものとする。

## (規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、学長が行うものとする。

## 附則

この規程は2015年（平成27）年4月1日から改正施行する。